

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年三月二十七日から同年七月二十七日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和二年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ロイヤルホームセンター奈良  
所在地 奈良市西九条町三丁目一三番地

- 二 変更のあった事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名  
（変更前）

| 名称              | 住所               | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------------|--------|
| ロイヤルホームセンター株式会社 | 大阪市北区堂島浜二丁目一番二九号 | 中山 正明  |

（変更後）

| 名称              | 住所               | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------------|--------|
| ロイヤルホームセンター株式会社 | 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号 | 中山 正明  |

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

|                     |                  |        |
|---------------------|------------------|--------|
| 名称                  | 住所               | 代表者の氏名 |
| ロイヤルホームセン<br>ター株式会社 | 大阪市北区堂島浜二丁目一番二九号 | 中山 正明  |

(変更後)

|                     |                  |        |
|---------------------|------------------|--------|
| 名称                  | 住所               | 代表者の氏名 |
| ロイヤルホームセン<br>ター株式会社 | 大阪市西区阿波座一丁目五番一六号 | 中山 正明  |

三 変更年月日

令和元年十二月十六日

四 届出年月日

令和二年三月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年三月二十七日から同年七月二十七日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号第一條第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで